

名古屋市告示第5号

生活保護法による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 7年 1月 9日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 齒科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
医療法人増田歯科 医院	名古屋市東区東桜二丁目23番10号	令和 7年 1月 1日

名古屋健康福祉局生活福祉部保護課